

建築基準法施行令第百十五條の二の二第一項第一号に規定する構造に関する構造方法を定める件（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>建築基準法施行令第百十五條の二の二第一項第一号に規定する構造に関する構造方法を定める件</p> <p style="text-align: center;">平成五年六月二十五日 建設省告示第千四百五十三号</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第百三十八号。以下「令」といふ。） 第百十五條の二の二第一項第一号の規定に基づき、同号に規定する構造に関する構造方法を、次のとおり定める。</p> <p>第一 間仕切壁で、通常の火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後一時間以上構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じず、かつ、通常の火災による火熱が加えられた場合に当該加熱面以外の面の温度が加熱開始後一時間以上可燃物燃焼温度以上に上昇しないものの構造方法にあつては、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 耐火構造に関する構造方法として建設大臣が定めたもの</p> <p>二 当該構造方法を用いた構造が耐火構造であるものとして建設大臣の認定を受けたもの</p> <p>三 間柱及び下地が木材又は鉄材で造られたもので、その両側にそれぞれ次の</p>	<p>準耐火構造を指定する件</p> <p style="text-align: center;">平成五年六月二十五日 建設省告示第千四百五十三号</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第百三十八号。以下「令」といふ。） 第百七條の二第二項及び第百十五條の二の二第一項第一号の規定に基づき、準耐火構造を次のように指定する。</p> <p>第一・二 略</p> <p>第三 通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有するものは、建築物の部分に応じて次に掲げるもので、かつ、防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であるものとする。</p> <p>一 間仕切壁にあつては、間柱及び下地が木材又は鉄材で造られたもので、その両側にそれぞれ次のイからホまでのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの</p>

イからホまでのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもので、かつ、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であるもの

イ 厚さが十二ミリメートル以上の石膏ボードの上に厚さが十二ミリメートル以上の石膏ボードを張ったもの

ロ 厚さが八ミリメートル以上のスラッグ石膏系セメント板の上に厚さが十二ミリメートル以上の石膏ボードを張ったもの

ハ 厚さが十六ミリメートル以上の強化石膏ボード

ニ 厚さが十二ミリメートル以上の強化石膏ボードの上に厚さが九ミリメートル以上の石膏ボード又は難燃合板を張ったもの

ホ 厚さが九ミリメートル以上の石膏ボード又は難燃合板の上に厚さが十二ミリメートル以上の強化石膏ボードを張ったもの

第二 外壁で、通常の火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後一時間以上構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じず、かつ、屋内側から通常の火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後一時間以上屋外に火災を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないもので、屋外側から通常の火災による火熱が加えられた場合に当該加熱面以外の面の温度が加熱開始後一時間以上可燃物燃焼温度以上に上昇しないものの構造方法にあつては、次の各号に掲げるものとする。

一 耐火構造に関する構造方法として建設大臣が定めたもの

二 当該構造方法を用いた構造が耐火構造であるものとして建設大臣の認定を

イ 厚さが十二ミリメートル以上の石膏ボードの上に厚さが十二ミリメートル以上の石膏ボードを張ったもの

ロ 厚さが八ミリメートル以上のスラッグ石膏系セメント板の上に厚さが十二ミリメートル以上の石膏ボードを張ったもの

ハ 厚さが十六ミリメートル以上の強化石膏ボード

ニ 厚さが十二ミリメートル以上の強化石膏ボードの上に厚さが九ミリメートル以上の石膏ボード又は難燃合板を張ったもの

ホ 厚さが九ミリメートル以上の石膏ボード又は難燃合板の上に厚さが十二ミリメートル以上の強化石膏ボードを張ったもの

一 外壁にあつては、間柱及び下地が木材又は鉄材で造られたもので、その屋外側の部分に次のイ又はロに該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に前号イからホまでのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの

受けたもの

三 間柱及び下地が木材又は鉄材で造られたもので、その屋外側の部分に次のイ又はロに該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に第一第一号ロ①から⑤までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもので、かつ、防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であるものとする。

イ 厚さが十八ミリメートル以上の硬質木片セメント板

ロ 塗厚さが二十ミリメートル以上の鉄網モルタル

第三 柱で、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間以上構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものの構造方法にあつては、次の各号に掲げるものとする。

一 耐火構造に関する構造方法として建設大臣が定めたもの

二 当該構造方法を用いた構造が耐火構造であるものとして建設大臣の認定を受けたもの

三 第一第一号ロ①から⑤までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの又は次に掲げる基準に適合するもので、かつ、防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であるもの

イ 令第四十六条第二項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

ロ 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第九百一号に定める基準（同告示第一号の規定にあつては、「二・五センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」と読み替えるものとする。第三第五号ロにおいて同じ。）に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の

イ 厚さが十八ミリメートル以上の硬質木片セメント板

ロ 塗厚さが二十ミリメートル以上の鉄網モルタル

三 柱にあつては、第一号イからホまでのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの又は次に掲げる基準に適合するもの

イ 令第四十六条第二項第一号イからニまでに掲げる基準に適合していること。

ロ 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第九百一号に定める基準（同告示第一号の規定にあつては、「二・五センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」と読み替えるものとする。第三第五号ロにおいて同じ。）に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の

低下を有効に防止することができる構造であること。

ハ 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第九百二号に定める基準（同告示第二号の規定にあつては、「二・五センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」と読み替えるものとする。第三第五号八において同じ。）に従つた構造計算によつて、通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。

第四 床で、通常の火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後一時間以上構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じず、かつ、通常の火災による火熱が加えられた場合に当該加熱面以外の面の温度が加熱開始後一時間以上可燃物燃焼温度以上に上昇しないものの構造方法にあつては、次の各号に掲げるものとする。

- 一 耐火構造に関する構造方法として建設大臣が定めたもの
- 二 当該構造方法を用いた構造が耐火構造であるものとして建設大臣の認定を受けたもの
- 三 根太及び下地が木材又は鉄材で造られており、次に掲げる基準に適合するもので、かつ、防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であるもの
- イ 表側の部分に次の(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。
  - (1) 厚さが十二ミリメートル以上の合板等の上に厚さが十二ミリメートル以上の石膏ボード、硬質木片セメント板又は軽量気泡コンクリートを張つたもの
  - (2) 厚さが十二ミリメートル以上の合板等の上に厚さ十二ミリメートル以上モルタル、コンクリート又は石膏<sup>ちよ</sup>を塗つたもの

低下を有効に防止することができる構造であること。

ハ 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第九百二号に定める基準（同告示第二号の規定にあつては、「二・五センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」と読み替えるものとする。第三第五号八において同じ。）に従つた構造計算によつて、通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。

四 床にあつては、根太及び下地が木材又は鉄材で造られたもので、次に掲げる基準に適合するもの

- イ 表側の部分に次の から までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。
  - 厚さが十二ミリメートル以上の合板等の上に厚さが十二ミリメートル以上の石膏ボード、硬質木片セメント板又は軽量気泡コンクリートを張つたもの
  - 厚さが十二ミリメートル以上の合板等の上に厚さ十二ミリメートル以上モルタル、コンクリート又は石膏<sup>ちよ</sup>を塗つたもの

(3) 厚さ四十三ミリメートル以上の木材

(4) 畳

ロ 裏側の部分又は直下の天井に次の(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。

(1) 厚さが十二ミリメートル以上の石膏ボードの上に厚さが十二ミリメートル以上の石膏ボードを張り、その上に厚さが五十三ミリメートル以上のロックウールを張ったもの

(2) 厚さが十二ミリメートル以上の強化石膏ボードの上に厚さが十二ミリメートル以上の強化石膏ボードを張ったもの

(3) 厚さが十五ミリメートル以上の強化石膏ボードの上に厚さが五十三ミリメートル以上のロックウールを張ったもの

(4) 厚さが十二ミリメートル以上の強化石膏ボードの上に厚さが九ミリメートル以上のロックウール吸音板を張ったもの

第五 はりで、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間以上構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものの構造方法にあつては、次の各号に掲げるものとする。

一 耐火構造に関する構造方法として建設大臣が定めたもの

二 当該構造方法を用いた構造が耐火構造であるものとして建設大臣の認定を受けたもの

三 第一第二号八(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの又は次に掲げる基準に適合するもので、かつ、防火被覆の取合い等の部分<sub>イ</sub>が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内<sub>ロ</sub>部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であるもの

イ 令第四十六条第二項イ及びロに掲げる基準に適合していること。

厚さ四十三ミリメートル以上の木材

畳

ロ 裏側の部分又は直下の天井に次の から までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること

厚さが十二ミリメートル以上の石膏ボードの上に厚さが十二ミリメートル以上の石膏ボードを張り、その上に厚さが五十三ミリメートル以上のロックウールを張ったもの

厚さが十二ミリメートル以上の強化石膏ボードの上に厚さが十二ミリメートル以上の強化石膏ボードを張ったもの

厚さが十五ミリメートル以上の強化石膏ボードの上に厚さが五十三ミリメートル以上のロックウールを張ったもの

厚さが十二ミリメートル以上の強化石膏ボードの上に厚さが九ミリメートル以上のロックウール吸音板を張ったもの

五 はりにあつては、前号ロ から までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの又は次に掲げる基準に適合するもの

イ 令第四十六条第二項イからニまでに掲げる基準に適合していること。

ロ 当該はりを接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第九百一号に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。

ハ 当該はりを有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第九百二号に定める基準に従った構造計算によつて、通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。

第六 軒裏で、屋外側から通常の火災による火熱が加えられた場合に当該加熱面以外の面の温度が加熱開始後一時間以上可燃物燃焼温度以上に上昇せず、かつ、屋内側から通常の火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後一時間以上屋外に火災を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものの構造方法にあつては、次の各号のいずれかに該当する防火被覆が設けられかつ、防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であるものとする。

- 一 厚さが十五ミリメートルの強化石膏ボードの上に金属板を張つたもの
- 二 繊維混入ケイ酸カルシウム板を二枚以上張つたもので、その厚さの合計が十六ミリメートル以上のもの
- 三 第二号イ又はロに該当するもの

附 則

この告示は、平成十二年 月 日から施行する。

ロ 当該はりを接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第九百一号に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。

ハ 当該はりを有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第九百二号に定める基準に従った構造計算によつて、通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。

六 屋根の軒裏にあつては、次のイから八までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの

- イ 厚さが十五ミリメートルの強化石膏ボードの上に金属板を張つたもの
- ロ 繊維混入ケイ酸カルシウム板を二枚以上張つたもので、その厚さの合計が十六ミリメートル以上のもの
- ハ 第二号イ又はロに該当するもの